

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ PFHxS が、POPs (ストックホルム) 条約での廃絶対象物質リスト (附属書 A) に追加決定

2) 内容

・ 2022 年 6 月 21 日、ストックホルム条約については、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質の条約附属書 A への追加が採択されました。

CAS No. 355-46-4, 1000597-52-3 他多数

用途：耐熱、耐薬、耐摩耗性のためのフッ素系材料、泡消火薬剤、金属めっき、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造等

3) SEAJ コメント

- ・ なし

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ 経産省のページ：<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220621004/20220621004.html>
- ・ PFHxS について (環境省)：<https://echa.europa.eu/en/proposals-for-new-pops>
- ・ EU POPs 規則の流れ：<https://echa.europa.eu/en/proposals-for-new-pops>

6) その他

- ・ なし